

令和 6 年
第 3 回 定 例 会

市 政 報 告

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

【登壇】

（はじめに）

令和6年第3回定例会の開会にあたり、先の尾鷲市議会議員補欠選挙において、多くの市民の皆さまからのご支持を得て、めでたくご当選されました「中村^{なかむら} 文子^{あやこ}」氏、「岩澤^{いわさわ} 宣之^{のりよし}」氏、両議員に対しまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後の市政推進に向けて、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

（防災対策について）

先ず、防災対策についてであります。

8月8日の日向灘を震源とする地震の発生により、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとして、南海トラフ地震臨時情報 巨大地震注意が発表されました。

本市におきましては、災害対策本部を直ちに設置し、情報収集及び発信体制をとるとともに、市民の皆さまに対し、防災行政無線や防災メール等あらゆる情報発信ツールを活用し、食料の備蓄や家具の固定、避難場所の確認など、日頃からの地震・津波への備えを再確認する旨を呼びかけました。

今回は発災に至ることなく、国による特別な呼びかけは、15日をもって終了しましたが、いつ発生するか分からない突発地震・津波への備えが重要であることを、再認識していただきたいと、切にお願い申し上げます。

このことを踏まえ、10月20日に「尾鷲市総合防災訓練」を、多くの自主防災会、自治会や消防団の協力のもと、全市民参加型で実施し、自助・共助の強化を図ってまいりたいと考えております。

市民の皆さまには、高台までの避難や、炊き出しなどの、各自主防災会が実施する訓練や、また、訓練への参加が難しい場合には、自宅での備蓄品やハザードマップの確認など、市民一人ひとりが実施できる備えをしておくことも含めて、積極的な取り組みをお願い申し上げます。

（国市浜公園整備事業への寄附）

次に、「国市浜公園整備事業」への寄附についてであります。

尾鷲市では、第7次尾鷲市総合計画における、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、「繋がりを築き、新しいひとの流れをつくる」を目標に、継続的に多様なかたちで関わりあいを持つ関係人口の創出・拡大に取り組むとともに、企業や個人による尾鷲市への寄附など、地域創生の取り組みを積極的に推進しております。

具体的には、国市浜公園整備事業の推進にあたり、財源確保策の一つとしまして、市内外の企業、団体、個人の皆さまから、一般寄附を受け付けます旨のお知らせを尾鷲市ホームページに掲載するなど、寄附募集を進めてまいりました。

この度、中部電力株式会社様より、本市の要請に対して賛意を示していただき、地域活性化の観点から4億円という多額のご寄附をしていただけることとなりました。

本寄附により、快適にスポーツ施設を利用できる環境整備の進捗が図られるとともに、スポーツ環境づくりやスポーツを通じた交流が促進され、更なる地域の活性化が期待されます。

改めまして、中部電力株式会社様に、心より御礼申し上げます。

引き続き、地方創生の推進に向けた取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

（市制施行 70 周年記念式典について）

次に、市制施行 70 周年記念式典についてであります。

本市におきましては、本年 6 月 20 日に市制施行から 70 年の大きな節目を迎え、この節目に、市民の皆さまとともに市全体を盛り上げていくため、6 月 30 日に市制施行 70 周年記念式典を挙行了いたしました。

式典第一部には、400 人を超える多くの皆さまにご列席を賜り、そして、多くの皆さまからご祝辞、ご祝電を賜りました。

お陰をもちまして盛会裡に執り行うことができましたこと、心より感謝申し上げます。

また、式典に引き続き、午後に開催しました「大阪・シオン・ウインド・オーケストラ」による交響吹奏楽の演奏会には、小中学生や高校生の次代を担う子どもたちをはじめ、ご来賓、ご応募いただいた一般来場者の方々に満席となり、大盛況のうちに実施することができましたこと、重ねて感謝申し上げます。

市制施行 70 周年という節目を迎えた本年度を、本市が目指すまちづくりの目標に向かって大いに前進する年とするため、今後とも、市民の皆さま、関係機関、団体、事業者の皆さまのご協力をお願い申し上げる次第であります。

（尾鷲市ゼロカーボンシティの実現）

次に、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴う取り組みについてであります。

現在、本市、市有林にて「J-クレジット」の認証手続きを進めており、今年度中に最大で 1, 149 トンのクレジット認証を想定しています。

今後、市有林にて対象面積を順次拡大していき、3 年後には最大で約 6 倍となる年間 6, 585 トンのクレジットの取得を見込み、

金額にして年間５，０００万円の収入を目標に企業等に販売してまいります。

そして、その販売を通じ、企業との関係を密にして、連携強化を図り、本市のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

本市では、このＪークレジットの販売収入と、この取り組みに賛同、共感をいただける企業からの「企業版ふるさと納税」などを財源とし、新たな環境価値を創出しながら、第一次産業を再興させてまいりたいと考えており、今定例会において、「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金」の設置に関する議案を上程いたしました。

また、自然の損失を止めて回復させる「ネイチャーポジティブ経営」が企業の間で活発化してきているなか、今年１１月３０日・１２月１日の２日間、環境省等の協力を得て、本市と企業との関係づくりを目的とした、「尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議」を開催いたします。

当会議では、九鬼町市有林「みんなの森」での生物多様性ワークショップや、本市でのネイチャーポジティブ活動を議論する「アクション会議」などを行い、本市の第一次産業と企業のネイチャーポジティブ経営を結び付けながら、本市のゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。

一方、ゼロカーボンシティ実現の核となる「ローカルコープ構想」を推進する体制として、総務省の特別交付税を活用した「地域プロジェクトマネージャー制度」を導入し、来年度の着任を目指し、募集してまいります。

本地域プロジェクトマネージャーは、ゼロカーボンシティの実現という本市の重要プロジェクトを推進するために、多様な企業・団体、住民との橋渡しをしつつ、プロジェクトをマネジメントすることを主要なミッションとしております。

（商工観光イベント）

次に、商工観光イベントについてであります。

先ず、7月7日、熊野古道センターで県による熊野古道世界遺産登録20周年記念 国際シンポジウムが開催されましたが、本市では、当シンポジウムと併催して「スカイランタン®事業」を開催しました。

当催しには、市内の保育園や認定こども園の園児、小中学校の児童・生徒たちが絵付けしたスカイランタン®100基を夜空に打ち上げ、その光景が幻想的な雰囲気を作り出し、親子連れをはじめとする多くの皆さまに楽しんでいただきました。

また、尾鷲観光物産協会による「ランタンマルシェ」も同時開催され、市内外から約2,000人の来場者で大いに賑わいました。

次に、8月3日に開催しました「第71回おわせ港まつり」は、3年振りの晴天にも恵まれ、市制施行70周年記念として22年ぶりに復活しました「尾鷲節パレード」には、坂東流柳蛙会の皆さまをはじめ、市民の皆さま、市内の事業者、団体の皆さま、更には、ふるさと納税感謝企画参加者や海外からのお客様等、合わせて1,000人を超える参加がありました。

また、同時開催の「イタダキ市」や、今回初めての開催となる夕刻からの「おわせマルシェ」、そして「ステージイベント」も賑わいをみせ、メインとなる海上大花火では、爆音とともに夜空に大輪の花が咲き、ご来場いただいた皆さまに、大変喜んでいただけたものと感じております。

全国各地で花火大会の中止が増えている中で、今大会を開催出来ましたのも、ひとえに、市民の皆さま、市内外の企業・事業者の皆さまからのご協賛と、「おわせ港まつり実行委員会」をはじめとする、多くの皆さまのご尽力とご協力によるものであります。

改めて、皆さまに敬意を表し、この場をお借りし、深く感謝申し上げますとともに、一つの目標に向かって市民の皆さまと結束し、「チーム尾鷲」として取り組み、その力を十二分に発揮できたものと深く感じた次第です。

次に、８月４日から６日まで、内閣府、タイ地理情報・宇宙技術開発機構、Multi-GNSS Asia の主催により県立熊野古道センターで「R P D チャレンジ受賞チーム招聘プログラム」が開催されました。

これは、日本の準天頂衛星システム「みちびき」をはじめとする、全球測位衛星システム、すなわち、人工衛星を利用して地上の現在位置を計測するためのシステム、「日本版 G P S」の利用促進を目的として、自然災害に対する解決策をテーマに、優秀な災害関連アプリケーションやシステムを作成した、タイとマレーシアの学生チームを日本に招聘し、本市が抱える社会課題の解決に向けたアイデアを生み出すイベントであります。

当日は、防災危機管理課から「尾鷲市の防災対策の現状」について説明したあと、内閣府、J A X A -宇宙航空研究開発機構、三重大学、慶応義塾大学関係者からの講義や、国道３１１号沿いの集落視察も行いながら本市への理解を深め、各グループの提案に繋げていただきました。

また、期間中、参加者に対し、天満地区の皆さまによる「おもてなし」を実施していただき、大変、喜んでいただきました。

本市においてこうした宇宙関係のイベントを開催していただいたことは、大変貴重な経験でもあり、今後、どのように本市の防災・減災対策に利活用出来るか、検討していく必要があると考えております。

次に、今後のイベントといたしましては、熊野古道世界遺産登録２０周年記念事業として、一般社団法人八鬼山荒神堂保存会の皆さまと連携し、１０月５日に熊野古道センターにおいて、金峯山寺の五條^{げい か}猯下をお招きした事業を計画しております。

また、１１月以降本市の各所で開催する「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「尾鷲磯釣り大会」、そして来年２月開催の「NHKのど自慢」につきましても、市制施行７０周年を記念し、それぞれ内容を充実させるため、各実行委員会の皆さまや、関係者の皆さまと開催の準備を進めております。

それぞれ具体的な内容が確定次第、広く皆さまに周知させていただきますので、奮ってご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（ふるさと納税事業）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本事業につきましては、「ご寄附していただいた皆さまの納得感や達成感が本市への信頼や共感を生む」ということを旗じるしに、返礼品の魅力、きめ細やかな対応、使い道の報告を丁寧に行い、継続的な支援を得る取り組みを推進しております。

その結果、令和４年度に引き続き令和５年度も寄附金額５億円を突破し、５億３，０４５万９千円の応援をいただく事ができました。

寄附額が増額した要因は多々ありますが、なかでも事業者の皆さまのご協力により、返礼品の新規開発や地場産品のブラッシュアップ、丁寧なアプローチを行うことで、尾鷲の魅力が更にお客様に伝わったものと確信しております。

ふるさと納税は、地域において、課題解決や、新たにチャレンジする機会の創出、そして、関係・交流人口の拡大など、その活用次第で地域の未来をより良いものに変えることができる制度だと考えております。

本市では新たな人口減少対策として「ふるさと納税から繋がる関係人口づくり」を、ご寄附していただいた皆さまと共に行っております。

先月実施した「尾鷲市ふるさと納税感謝企画 港まつりへ行こう」では、７７７名の方々を「おわせ港まつり」へご招待し、迫力ある花火の観覧や、おわせ節パレードにもご参加いただくことで、尾鷲の歴史や文化について、ご堪能いただき、大変ご好評をいただいたところであります。

このような取り組みを通じて、ふるさと納税事業をきっかけとした関係人口の創出と拡大を、更に力強く推進してまいります。

（国市浜公園整備事業の推進）

次に、中部電力跡地を活用した「国市浜公園整備事業」についてであります。

８月２９日に、本事業の中の野球場建設工事について一般競争入札を行い、請負契約予定事業者が決まりました。

本契約の締結においては、本定例会に「国市浜公園野球場建設工事の工事請負契約について」を追加議案として上程させていただきたいと考えております。

現在のところ、予定通りに国市浜公園整備事業は進捗しており、野球場に関しては令和７年度中の完成を目指しております。

本事業につきましては、今後も経過等をお示しさせていただきながら、円滑な「国市浜公園」の整備に向け、国・県・関係団体等との連携・調整を図り、取り組みを進めてまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業）

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業についてであります。

現在、プロポーザル方式による設計業者選定を行っており、昨日、第２次審査を実施し、今月上旬には設計業者を決定する予定となっております。

今後につきましては、本年度に設計業務を実施し、来年度から改修工事に着手し、令和８年度中の完成を目指してまいります。

市民の皆さまへ、快適なスポーツ環境や、教育・文化・レクリエーション等、多様な生涯学習の機会を提供し、文化・教養・健康づくりを推進するため、生き生きと学び、活動が続けられる拠点施設を整備してまいります。

工事完成までの間、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(尾鷲総合病院について)

次に尾鷲総合病院についてであります。

本年３月に策定した「経営強化プラン」に基づき、４月より削減した病床につきましては、効率的な看護配置の実施等により、医療提供体制の確保に取り組んでおります。

その中で、６月に改定された診療報酬は、当院をはじめ急性期を扱う中小の病院には、大変厳しい改定ではありましたが、できる限りこれまでの診療報酬を確保できるよう対応してまいります。

一方、現在閉店中の売店の再開について、その進捗状況を報告させていただきます。

先ず、売店の形態については、種々検討した結果、自動販売機での販売を実施し、患者サービスを行っていきます。

その中で、商品の調達方法としては、株式会社オークワ様が、店舗のある尾鷲市への地元貢献の観点から、本社案件として大変ご協力をいただき、結果、仕入れ先として商品を買入れし、その商品を院内で販売できるよう契約を締結したところでございます。

このことにより、２４時間３６５日販売可能で、品揃えも充実させることにより、対面販売に劣らない患者サービスの提供に努めてまいります。

現在、自動販売機の発注作業を行っておりますが、発注と納期の交渉に手間がかかり、納品に時間がかかっており、当初販売開始予定日より大幅に遅れております。

ご不便をお掛けしていることに、大変申し訳なく存じております。

納品後すぐにでも販売を開始していきたいと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

（財政状況について）

次に、本市の財政状況についてであります。

令和５年度決算においては、市税収入が前年度比９０万４千円の微増、地方交付税が５，３８４万７千円の増加となったほか、ふるさと応援寄附金についても１，２９９万７千円増加の５億３，０４５万９千円と、前年度に引き続き、多くの皆さまから本市に対するご支援をいただくことが出来ました。

このようなことから、令和５年度末の財政調整基金残高については、前年度比３億６，４００万５千円増加の２４億８，５５７万６千円となり、健全な財政運営を継続していくための一定規模の基金造成が図れたものと考えております。

また、同じく令和５年度末の地方債残高は、前年度比６億１，８８６万８千円減少の８３億３，９９６万７千円、公債費につきましても減少傾向となっており、後ほど報告させていただきます財政健全化判断比率の改善要因にもなっているところであります。

一方、本年度以降、国市浜公園整備事業をはじめ、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化事業、津波避難タワー整備事業、さらに、広域ごみ処理施設整備に伴う東紀州環境施設組合への負担金の増加が見込まれるなど、概ね令和９年度まで財政負担の増加が見込まれるところであります。

これらの事業については、国県補助金や有利な地方債の確保等に取り組むことにより、一般財源負担を出来る限り抑えられるよう、各方面との協議調整、要望活動等を継続して実施していく所存であります。

先ほど述べましたように、基金の増加や財政指標の改善等は見られますが、今後あらためて財政見直しを見直した上で、引き続き財政の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第44号から報告第13号までの21件でございます。

議案の内訳といたしましては、条例の新規制定議案が2件、条例の一部改正議案が2件、補正予算及び決算関係の議案が9件、その他の議案が2件の合計15議案及び諮問が3件、報告が3件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第44号「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴い「22世紀に向けたサステナブルシティ」の実現に取り組むことを目的に、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第45号「尾鷲市立小規模保育所条例の制定について」につきましては、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設として、尾鷲市立小規模保育所を設置するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、5ページの議案第46号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、「尾鷲市ゼロカーボンシティ推進プロジェクト」において、必要な人材として「地域プロジェクトマネージャー」を会計年度任用職員として雇用したいことから、職責等を考慮し、給料表に3級を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、１０ページの議案第４７号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、現行の被保険者証が１２月２日以降発行されなくなることから、「被保険者証」等の用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、１２ページの議案第４８号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」から、１５ページの議案第５１号「令和６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」までの４議案について、一括して説明いたします。

予算概要につきまして、別冊の「一般会計補正予算（第５号）主要事項説明」に取りまとめておりますので、その説明書を以て説明いたします。

お手元に配布の「尾鷲市一般会計補正予算（第５号）主要事項説明」の１ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で４億２，７６１万４千円、国民健康保険事業会計で４，６０２万３千円、後期高齢者医療事業会計で６０６万円をそれぞれ追加、病院事業会計では、歳出で１，４８７万８千円を増額し、これにより各会計を含めた予算総額を２０５億１，５２７万９千円とするものであります。

それでは、一般会計から説明いたします。

２ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

９款、地方特例交付金２１３万７千円の増額は、交付額の確定によるものであります。

１０款、地方交付税は、普通交付税の交付額確定により、２０９万円を減額するものであります。

14款、国庫支出金5,693万2千円の減額は、国市浜公園野球場整備に対する社会資本整備総合交付金8,767万円の減額が主なものであります。

15款、県支出金368万1千円の増額は、三重県障害者自立支援給付費等負担金283万8千円の増額が主なものであります。

17款、寄附金40万円の増額は、熊野古道寄附金として市内1法人様から30万円、一般寄附金として市内1個人様から10万円をご寄附いただいたものであります。

18款、繰入金278万2千円の増額は、前年度精算金として、国民健康保険事業会計から215万5千円、後期高齢者医療事業会計から62万7千円をそれぞれ繰り入れるものであります。

19款、繰越金3億6,612万円の増額は、令和5年度決算に伴う繰越金であります。

20款、諸収入2,071万6千円の増額は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の追加であります。

21款、市債9,080万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債1億2,020万円の増額、及び道路整備事業債1,570万円の減額が主なものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

総務費の一般管理費は、総務一般管理経費として、市制70周年記念事業：NHKのど自慢に係る会場使用料85万5千円の追加が主なものであります。

財産管理費は、基金積立金として、今回の補正に伴う財政調整基金積立金2億1,323万6千円、次の公共施設等基金積立金3,661万3千円は、公共施設老朽化等への対応として繰越金の10%を積み立てるものであります。

活性化対策基金積立金以下、企業版ふるさと納税地方創生基金積立金までにつきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴うそれぞれの基金への積み戻し等であります。

ゼロカーボンシティ推進基金積立金 2 2 2 万 4 千円は、前年度の J クレジット収入を今定例会で設置する基金に積み立てるものであります。

民生費は、各事業における前年度精算金のほか、自立支援給付事業で、グループホーム新設に伴う利用者増加による共同生活援助事業費 1, 0 3 7 万 6 千円、及び生活困窮者自立支援事業費で、対象者の増加見込に伴う物価高騰対策生活支援給付金のうち、住民税非課税世帯分 2, 1 0 0 万円のそれぞれ増額が主なものであります。

5 ページをご覧ください。

衛生費は、予防費で、新型コロナワクチン費用が当初の見込みを上回ったことに伴う定期予防接種委託料 2, 0 7 1 万 7 千円の増額、廃棄物政策費で、電気自動車等購入費補助金 6 0 万円の追加が主なものであります。

農林水産業費は、林業振興費で、ツキノワグマ保護等業務委託料 8 1 万 9 千円の追加が主なものであります。

消防費は、常備消防費で、三重紀北消防組合負担金 3 9 5 万 3 千円の減額であります。

教育費は、学校管理費で、新たに購入を予定していた給食配送車が現行車両を改修することで不要となったことから、改修費 9 1 万円を追加し、車両購入費 8 9 1 万 9 千円を減額するものであります。

公債費は、令和 5 年度の市債借入額とその利率の確定などにより、公債費元金で 1 0 万 3 千円の増額、公債費利子で 7 3 万 4 千円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

6 ページをご覧ください。

追加 1 件は、資源収集車購入費で、経年劣化による故障に伴い購入する車両が納期まで 1 年以上かかる見込みであることから、債務負担行為を設定するものであります。

変更 2 件は、^{エルジーワン} L G W A N の回線使用料と接続ルータ借上料が 2 ケ月先送りになったことによる限度額の変更であります。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計は、4, 6 0 2 万 3 千円を追加し、歳入歳出総額を 2 2 億 4, 3 8 3 万 3 千円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 4, 6 0 2 万 3 千円の増額であります。

歳出の主なものは、基金積立金で、財政調整基金積立金 1, 7 1 7 万 1 千円の増額、諸支出金で、普通交付金及び特別交付金の前年度精算金として 2, 6 6 3 万 4 千円の追加、及び事業費等の精算による一般会計繰出金 2 1 5 万 5 千円の増額により、合わせて 2, 8 7 8 万 9 千円の増額であります。

8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、6 0 6 万円を追加し、歳入歳出総額を 7 億 1, 7 6 4 万円とするものであります。

歳入は、前年度からの繰越金 6 0 6 万円の増額であります。

歳出は、広域連合負担金 5 4 3 万 3 千円の増額、諸支出金で、事務費等の精算による一般会計繰出金 6 2 万 7 千円の増額であります。

9 ページをご覧ください。

病院事業会計であります。

収益的収入及び支出のうち支出において、電子処方箋システム構築のための委託料の増額及び前年度取得した車両の資産額が確定したため減価償却費を減額することにより、医業費用を 4 8 4 万 5 千円増額するものであります。

医業外費用は、前年度に借り入れた企業債の利率が確定したことによる減額及び控除対象外消費税の増額等により５９万２千円を増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出において、売店に代わり、食料・医療物品等を販売する自動販売機を購入するための費用として建設改良費を９４４万１千円増額するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

１件の追加であります。

本件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、議案第４８号「令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決について」から議案第５１号「令和６年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第１号）の議決について」までの４議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、１６ページをご覧ください。

議案第５２号「令和５年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、１８ページの議案第５４号「令和５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの３議案につきましては、いずれも地方自治法第２３３条第３項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであり、後ほど会計管理者から説明いたさせます。

また、１９ページの議案第５５号「令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」と、２０ページの議案第５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の２議案につきましては、地方公営企業法第３０条第４項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付するものであり、それぞれ病院事務長及び水道部長から後ほど説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の 21 ページをご覧ください。

議案第 57 号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」につきましては、尾鷲市過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、29 ページの議案第 58 号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合規約において規定する「被保険者証」等の用語を整理するために規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第 57 号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について」及び議案第 58 号「三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」の 2 議案についての説明とさせていただきます。

それでは、会計管理者、病院事務長及び水道部長より、各会計の決算の認定等について説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（会計管理者）

それでは、議案第５２号「令和５年度尾鷲市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第５４号「令和５年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの計３議案につきまして、「令和５年度尾鷲市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要説明書」に基づき、それぞれの決算概要を説明いたします。

１ページをご覧ください。

この表は「一般会計及び特別会計の決算総括表」であります。

各会計別に見ますと、一般会計では歳入歳出とも予算現額は同額の１１９億７，２６８万２千円に対し、歳入決算額は１１７億９，５６８万７，６９５円、予算現額に対する収入率は９８．５％であります。

歳出決算額は１１４億３２７万２，７６５円で、執行率は９５．２％となり、歳入歳出差引残額は、３億９，２４１万４，９３０円であります。

次に、国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出とも予算現額は同額の２２億１，６６７万４千円に対し、歳入決算額は２２億２，４５５万５，０３８円、予算現額に対する収入率は１００．３％であります。

歳出決算額は２１億７，８５３万８６６円、執行率は９８．２％、歳入歳出差引残額は、４，６０２万４，１７２円であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、歳入歳出とも予算現額は同額の７億１，２９０万９千円に対し、歳入決算額は、７億１，１７１万２，６４４円、予算現額に対する収入率は９９．８％であります。

歳出決算額は７億５６５万２，２６１円、執行率は９８．９％、歳入歳出差引残額は、６０６万３８３円であります。

以上、令和５年度の決算総額は、予算現額１４９億２２６万５千円に対し、歳入決算額は、１４７億３，１９５万５，３７７円、予算現額に対する収入率は９８．８％であります。

歳出決算額は１４２億８，７４５万５，８９２円、執行率は９５．８％、歳入歳出差引残額は、４億４，４４９万９，４８５円であります。

次に、２ページをご覧ください。

実質収支額ですが、区分３の歳入歳出差引額から、区分４の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いたものが、区分５の実質収支額となります。

一般会計の実質収支額について、翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が２，６２９万３千円でございますので、これを差し引いた３億６，６１２万１，９３０円が実質収支額となり、令和６年度への繰越金となります。

なお、この繰越明許費繰越額２，６２９万３千円は、６月３日に提出されました、令和６年第２回定例会の「報告第９号」にて報告させていただきました、令和５年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載の翌年度繰越額１億１，１９２万４千円の財源内訳における既収入特定財源及び一般財源分であります。

特別会計については、翌年度へ繰越すべき財源がありませんので、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額は歳入歳出差引額と同額で、記載のとおりであります。

次に、３、４ページをご覧ください。

それでは、一般会計歳入歳出決算の概要について、歳入款別決算額調により、各款別の主なものを説明いたします。

１款市税は、予算現額１９億３，８３６万１千円に対し、調定額は２０億６，２５３万２，６４５円、収入済額は１９億７，１６８万１，９６４円、一般会計収入済額全体（構成比）の１６．７％を占めております。

前年度との比較は９０万４，４８３円の増加となっており、その主な要因は個人市民税の増収であります。

不納欠損額は２０１万７，１５５円、前年度との比較は２０２万８，２２１円の減少であります。

収入未済額は 8, 883 万 3, 526 円、前年度との比較は、807 万 7, 842 円の増加であり、収納率は 95.5%であります。

2 款地方譲与税の収入済額は 8, 330 万 5 千円、前年度との比較は 43 万 7 千円の増加であります。

3 款利子割交付金の収入済額は 71 万 5 千円、前年度との比較は 11 万 2 千円の減少であります。

4 款配当割交付金の収入済額は 1, 436 万 2 千円、前年度との比較は 181 万 6 千円の増加であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は 1, 573 万円、前年度との比較は 672 万円の増加であります。

6 款法人事業税交付金の収入済額は 4, 545 万 8 千円、前年度との比較は 455 万 2 千円の増加であります。

7 款地方消費税交付金の収入済額は 4 億 1, 343 万 1 千円、前年度との比較は 1, 202 万 7 千円の減少であります。

8 款環境性能割交付金の収入済額は 795 万 8, 053 円、前年度との比較は 102 万 8, 124 円の増加であります。

次に、5、6 ページをご覧ください。

9 款地方特例交付金の収入済額は 852 万 1 千円、前年度との比較は 7 万 4 千円の増加であります。

10 款地方交付税の収入済額は 43 億 3, 816 万 8 千円、一般会計収入済額全体の 36.8%を占めております。

前年度との比較は 5, 384 万 7 千円の増加であります。

11 款交通安全対策特別交付金の収入済額は 105 万 5 千円、前年度との比較は 28 万 4 千円の減少であります。

12 款分担金及び負担金の収入済額は 6, 442 万 1, 593 円、前年度との比較は 499 万 2, 074 円の増加であります。

収入未済額は 150 万 4, 500 円、これは保育所入所保護者負担金であります。

13 款使用料及び手数料の収入済額は 1 億 864 万 2, 406 円、前年度との比較は 397 万 5, 372 円の減少であります。

不納欠損額は５，４００円で、し尿処理手数料過年度分であります。

収入未済額は９７９万５，９８０円、主なものは市営住宅使用料が９２５万３千円、塵芥収集手数料が２７万２，４８０円であります。

１４款国庫支出金の収入済額は１５億２，８９１万３，６４８円、前年度との比較は２億４，７８７万７，５２５円の減少であります。

これは主に民生費国庫補助金の減少によるものであります。

１５款県支出金の収入済額は５億７，３９３万９，１９５円、前年度との比較は６６４万１，８０２円の減少であります。

これは主に農林水産業費県補助金の減少によるものであります。

次に、７、８ページをご覧ください。

１６款財産収入の収入済額は２，３４６万８，９７６円、前年度との比較は１，２５３万３２９円の減少であります。

これは、主に不動産売払収入の減少によるものであります。

１７款寄附金の収入済額は５億７，８７４万５，５００円、前年度との比較は３７０万７，１９３円の減少であります。

これは、農林水産業費寄附金及び商工費寄附金の減少が主な要因であります。

１８款繰入金の収入済額は９億３，４６５万６，６４０円、前年度との比較は２億７，５１８万１，２０３円の増加であります。

これは、財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金の増加が主な要因であります。

１９款繰越金の収入済額は３億２，２３２万４，４８１円で、前年度との比較は２，０４０万８，５０７円の減少であります。

２０款諸収入の収入済額は３億２，３３９万２３９円、前年度との比較は２，２８７万８，８６０円の増加であり、雑入としての折橋墓地移転事業に伴う補償金の増加が主な要因であります。

収入未済額は１，４９９万９，３４８円、主なものは、生活保護法による返還金が１，４６４万４，７９６円であります。

2 1 款市債の収入済額は4億3, 680万円、前年度との比較は3億8, 650万円の減少であります。

これは、教育債の減少によることが主な要因であり、目別の増減については備考欄のとおりであります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額119億7, 268万2千円に対しまして、調定額119億1, 284万3, 604円、収入済額は117億9, 568万7, 695円、前年度との比較は3億2, 163万2, 984円の減少となり、不納欠損額は202万2, 555円、収入未済額は、1億1, 513万3, 354円、収入未済額の主なものは市税であります。

歳入全体の予算に対する収入割合は98.5%、調定に対する収入割合は99.0%であります。

一般会計歳入の款別の決算額につきましては以上であります。

なお、参考に予算現額と収入済額との比較で、各節の増減額50万円以上のものにつきましては、その主な理由を本主要説明書の31ページから36ページにかけて記載しておりますので後ほどご参照ください。

次に、9、10ページをご覧ください。

一般会計の歳出款別決算額調であります。

歳入同様、主なものについて説明いたします。

1 款議会費は、支出済額8, 500万9, 902円、前年度との比較は733万4, 952円の減少であります。

この主な要因は、議員報酬等の減少によるものであります。

執行率は86.5%であります。

2 款総務費は、支出済額25億4, 941万7, 131円、前年度との比較は1億3, 702万9, 503円の増加であります。

主な要因は、総務管理費における財産管理費の増加によるものであります。

翌年度繰越額 1, 113 万 4 千円は、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務 475 万 8 千円、個人番号関係戸籍情報システム改修業務 637 万 6 千円であります。

執行率は 97.3%であります。

3 款民生費は、支出済額 36 億 6, 840 万 4, 005 円、前年度との比較は 1 億 4, 474 万 9, 332 円の増加であります。

この主な要因は、社会福祉費における生活困窮者自立支援事業費の増加によるものであります。

執行率は 93.8%であります。

4 款衛生費は、支出済額 17 億 4, 423 万 2, 929 円、前年度との比較は 3, 506 万 2, 598 円の増加であります。

この主な要因は、環境衛生費及び病院事業会計負担金の増加によるものであります。

翌年度繰越額 35 万円は、感染症予防対策事業であります。

執行率は 97.8%であります。

次に、11、12 ページをご覧ください。

5 款農林水産業費は、支出済額 3 億 1, 155 万 6, 350 円、前年度との比較は、1 億 2, 067 万 2, 120 円の減少であります。

この主な要因は、山林事業費及び水産業費における漁港建設費の減少によるものであります。翌年度繰越額 2, 547 万 2 千円は、一般林道整備事業であります。

執行率は 89.4%であります。

6 款商工費は、支出済額 2 億 2, 536 万 1, 352 円、前年度との比較は 1 億 9, 725 万 7, 538 円の減少であります。

この主な要因は、商工費における商工振興費の減少によるものであります。

執行率は 86.4%であります。

7 款土木費は、支出済額 4 億 324 万 5, 349 円、前年度との比較は 4, 951 万 8, 425 円の減少であります。

この主な要因は、道路橋梁費における道路維持費の減少によるものであります。

翌年度繰越額 1, 622 万 3 千円は、橋梁長寿命化修繕事業 9 4 5 万 7 千円、急傾斜地崩壊対策事業 6 7 6 万 6 千円であります。

執行率は 93.4%であります。

8 款消防費は、支出済額 5 億 3, 571 万 3, 698 円、前年度との比較は 1, 278 万 2 2 3 円の増加であります。

この主な要因は、消防費における非常備消防費の増加によるものであります。

執行率は 98.7%であります。

9 款教育費は、支出済額 7 億 9, 626 万 1, 946 円、前年度との比較は 3 億 2, 202 万 4, 734 円の減少であります。

この主な要因は、教育総務費における事務局費の減少によるものであります。

翌年度繰越額 5, 874 万 5 千円は、多目的スポーツフィールド整備事業であります。

執行率は 89.1%であります。

次に、13、14 ページをご覧ください。

10 款災害復旧費は、支出済額 1 5 3 万 6, 700 円、前年度との比較は 5 5 万 7, 700 円の増加であります。

この主な要因は、農林水産業施設災害復旧費の増加によるものであります。

執行率は 51.2%であります。

11 款公債費は、支出済額 10 億 8, 253 万 3, 403 円、前年度との比較は 2, 509 万 5, 020 円の減少であります。

執行率は 99.9%であります。

12 款予備費は、不執行であります。

以上、歳出合計は、予算現額 11 9 億 7, 268 万 2 千円に対し、支出済額は 11 4 億 3 2 7 万 2, 765 円で、前年度との比較は 3 億 9, 172 万 3, 433 円の減少であります。

翌年度繰越額は１億１，１９２万４千円、不用額は４億５，７４８万５，２３５円、執行率は９５．２％であります。

なお、この一般会計歳出の不用額でございますが、各節で５０万円以上のものにつきましては、その主な理由を３７ページから４４ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、１５ページから２０ページにつきましては、令和５年度一般会計歳入歳出決算の各種資料であります。

１５、１６ページは、歳入・歳出款別決算額を円グラフで表したものであります。

１７、１８ページは、歳出決算額を性質別に分類し、前年度と比較したものと、性質別経費を円グラフで表したものであります。

１９、２０ページは、平成２１年度から令和５年度までの国保及び後期高齢などの各特別会計への繰出金と、病院及び水道の企業会計並びに消防・広域連合などの一部事務組合等への負担金について、支出状況をまとめたものですので、後ほどご参照ください。

一般会計決算の概要説明は以上であります。

次に、各特別会計の概要について説明いたします。

２１、２２ページをご覧ください。

この表は、国民健康保険事業特別会計の歳入款別決算額調であります。

１款国民健康保険税は、予算現額３億２，１０３万６千円に対し、調定額は４億１，９２３万４，２９７円、収入済額は３億３，１５８万２，８９０円、本特別会計収入済額全体の１４．９％を占めております。

前年度との比較は、２，６７３万９，４３６円の減少であります。詳細は備考欄のとおりであります。

不納欠損額は２３４万８，８０２円、前年度との比較は、８６万６，０４５円の減少であります。

収入未済額は８，５３０万２，６０５円、前年度より２１４万７９２円の減少であります。

収入率は103.2%、収納率は79.0%であります。

2款国庫支出金は、収入済額1万8千円、本特別会計収入済額全体の0.0%を占めております。

3款県支出金は、収入済額16億3,372万7,122円、本特別会計収入済額全体の73.4%を占めております。

前年度との比較は5,664万7,613円の増加であります。
この主な要因は、普通交付金の増加によるものであります。

4款財産収入は、基金運用収入9千円であります。

5款繰入金は、収入済額2億3,360万4,509円、前年度との比較は1,573万5,441円の増加であります。

この主な要因は、財政調整基金繰入金の増加であります。

6款繰越金は、前年度からの繰越金1,856万4,065円あります。

7款諸収入は、収入済額704万9,452円、主に、一般被保険者延滞金の収入であります。

前年度との比較は344万5,111円の増加であります。

収入未済額の2,513円は、一般分医療費返納金であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳入合計は、予算現額22億1,667万4千円に対し、調定額23億1,220万8,958円、収入済額22億2,455万5,038円、不納欠損額234万8,802円、収入未済額8,530万5,118円であります。

収入率は100.3%、収納率は96.2%であります。

次に、23、24ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1款総務費は、支出済額5,445万3,310円、前年度との比較は262万9,709円の増加であります。

執行率は95.7%であります。

2款保険給付費は、支出済額15億8,544万6,016円、支出済額全体の72.8%を占めております。

前年度との比較は5,214万1,623円の増加であります。

この主な要因は、療養諸費における一般分療養給付費等の増加によるものであります。

執行率は 98.2%であります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、支出済額 4 億 9,040 万 2,215 円、前年度との比較は 936 万 649 円の増加であります。

この主な要因は、一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金の増加によるものであります。

執行率は 99.9%であります。

4 款共同事業拠出金は、支出済額 117 円であります。

5 款保健事業費は、支出済額 2,535 万 2,615 円、前年度との比較は 162 万 3,950 円の増加であります。

この主な要因は、疾病予防費の増加によるものであります。

執行率は 81.2%であります。

6 款基金積立金は、支出済額 1,373 万 3 千円、国保財政調整基金への積立金であります。前年度との比較は 4,748 万 9 千円の減少であります。

7 款公債費につきましては、不執行であります。

次に、25、26 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は、支出済額 914 万 3,593 円、前年度との比較は、542 万 6,097 円の増加であります。

この主な要因は、保険給付費等交付金償還金の増加によるものであります。

執行率は 90.7%であります。

以上、国民健康保険事業特別会計の歳出合計は予算現額 22 億 1,667 万 4 千円に対しまして、支出済額は 21 億 7,853 万 866 円、前年度との比較は 2,369 万 3,124 円の増加であります。

不用額は 3,814 万 3,134 円、執行率は 98.2%であります。

なお、歳入歳出各節 50 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、45 ページから 48 ページにかけて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の決算概要について、説明いたします。

27、28 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳入款別決算額調でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、予算現額 2 億 2,231 万 7 千円に対し、調定額は 2 億 2,746 万 6,863 円、収入済額は 2 億 2,362 万 2,354 円、本特別会計収入済額全体の 31.4% を占めております。

前年度との比較は 60 万 279 円の増加であります。

この主な要因は、普通徴収保険料の増加によるものであります。

収入率は 100.5%、収納率は 98.3%であります。

不納欠損額は 73 万 8,306 円、収入未済額は 310 万 6,203 円であります。

2 款繰入金の収入済額は 4 億 4,571 万 5,540 円、前年度との比較は 1,092 万 1,747 円の増加であります。

この主な要因は、事務費繰入金の増加によるものであります。

3 款繰越金の収入済額は 655 万 7,426 円で、前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入の収入済額は、3,581 万 7,324 円、前年度との比較は 1,123 万 8,880 円の減少であります。

この主な要因は、前年度精算金の減少によるものであります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳入合計は、予算現額 7 億 1,290 万 9 千円に対し、調定額は、7 億 1,555 万 7,153 円、収入済額は、7 億 1,171 万 2,644 円、不納欠損額 73 万 8,306 円、収入未済額 310 万 6,203 円、収入率は 99.8%、収納率は 99.4%であります。

次に、29、30 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出款別決算額調であります。

1 款総務費の支出済額は 8 5 2 万 5 0 4 円、前年度との比較は 1 2 0 万 5 , 0 7 1 円の減少で、執行率は 7 6 . 9 % であります。

2 款広域連合負担金の支出済額は、6 億 6 , 1 4 2 万 4 , 9 4 9 円、支出総額の 9 3 . 7 % を占めております。

前年度との比較は 1 , 4 3 4 万 5 , 3 1 3 円の増加で、この主な要因は一般管理費負担金の増加によるものであります。

執行率は 9 9 . 4 % であります。

3 款諸支出金の支出済額は 3 , 5 7 0 万 6 , 8 0 8 円、前年度との比較は 1 , 1 4 9 万 6 , 1 0 3 円の減少で、この主な要因は、一般会計繰出金の減少であります。

執行率は 9 8 . 0 % であります。

以上、後期高齢者医療事業特別会計の歳出合計は、予算現額 7 億 1 , 2 9 0 万 9 千円に対しまして、支出済額 7 億 5 6 5 万 2 , 2 6 1 円、不用額 7 2 5 万 6 , 7 3 9 円、執行率は 9 8 . 9 % であります。

なお、歳入歳出各節 5 0 万円以上の比較増減及び不用額の理由につきましては、4 9 、5 0 ページに記載しておりますので、後ほどご参照ください。

以上、令和 5 年度尾鷲市一般会計及び 2 つの特別会計の歳入歳出決算の概要について説明いたしました。

また、監査委員の審査意見書並びに主要施策の成果及び実績報告書も後ほどご参照ください。

なお、内容の詳細につきましては、行政常任委員会におきまして説明いたしますので、何卒、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（病院事務長）

それでは、議案第５５号「令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」につきまして説明いたします。

まず、決算の説明の前に、令和５年度の病院稼働状況について、説明申し上げます。

令和５年度尾鷲市病院事業会計決算書の１９ページの業務、１．業務量（１）稼働状況をご覧ください。

令和５年度の入院の延患者数は、一般病床が３万３，６６１人、療養病床が１万２，４４９人、合計、４万６，１１０人で、前年度と比較して８，２６８人増加しております。また、病床利用率は、一般病棟の病床数１９９床に対して４６．２％、地域包括ケア病棟の療養病床数５６床に対して６０．７％、全体の病床利用率は４９．４％で、前年度の利用率と比較して８．７ポイントの増加となっております。

外来の延患者数は、８万５，５６１人で、前年度と比較して１，９００人増加しております。

次に、２０、２１ページをご覧ください。

（２）科別患者取扱状況は、前年度対比で見ますと、入院では、内科が８５８人、外科が１，４３２人、整形外科が６，２２８人、眼科が１０６人、皮膚科が４人増加しておりますが、産婦人科が２３２人、泌尿器科が１２８人減少しております。

また、外来では、脳神経内科が４８人、脳神経外科が５５人、整形外科が２，１８４人、小児科が１８７人、耳鼻咽喉科が２５１人、眼科が５４２人、泌尿器科が１６８人、放射線科が３３２人、通所リハビリテーションが８２１人増加しておりますが、内科が２，０９５人、外科が１８５人、産婦人科が４３人、精神科が８６人、皮膚科が２７９人減少しております。

それでは、令和５年度尾鷲市病院事業会計決算の主な内容について、説明いたします。

１、２ページをご覧ください。

（１）収益的収入及び支出の収入では、第１款、病院事業収益の予算額４０億３５８万３千円に対し、決算額は、３９億３０１万９，１７０円で、予算額に比べ１億５６万３，８３０円の減であります。

次に、支出では、第１款、病院事業費用の予算額、４４億３，３５２万８千円に対し、決算額は、４３億４８９万３，８２８円で、不用額は１億２，８６３万４，１７２円であります。

次に、３、４ページをご覧ください。

（２）資本的収入及び支出の収入では、第１款、資本的収入の予算額４億８，０４０万９千円に対し、決算額は、４億８，０４０万７千円で、予算額に比べ２千円の減であります。

次に、支出では、第１款、資本的支出の予算額７億１，２６５万５千円に対し、決算額は、７億３１６万７，７１９円で、不用額は９４８万７，２８１円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、２億２，２７６万７１９円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４５万７，６０６円及び過年度分損益勘定留保資金２億２，２３０万３，１１３円で補てんいたしました。

次に、５、６ページの損益計算書をご覧ください。

１医業収益は、３１億７，６９０万６，６２８円、２医業費用は、４１億２，５５３万７，９１１円で、医業損失は、９億４，８６３万１，２８３円であります。

３医業外収益は、７億１，６８５万６３０円、４医業外費用は、１億７，１９７万９１１円で、医業外収支は、５億４，４８８万５３９円であります。

この額から医業損失を差し引いた４億３７５万７４４円が経常損失であります。

５特別利益は、１７万３，０５６円、６特別損失は、８万８千円で、経常損失からこの収支差を差し引いた当年度純損失は、４億３６６万５，６８８円であります。

これに、前年度繰越欠損金 7 億 9 万 6, 8 3 3 円を加えた当年度未処理欠損金は、1 1 億 3 7 6 万 2, 5 2 1 円となり、この額を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、7、8 ページの剰余金計算書をご覧ください。

資本金の当年度末残高は、前年度末残高と同額の 2 億 8 5 万 6, 0 9 5 円であります。

資本剰余金の受贈財産評価額、寄附金及び国県補助金の当年度末残高は、前年度末残高と同額のそれぞれ 3, 1 3 0 万 9, 4 1 2 円、1, 8 2 7 万 6, 6 5 0 円、1 億 6, 6 9 6 万 3, 7 6 2 円であります。

その他資本剰余金は、非償却資産分に係る一般会計からの元金償還繰入金 1, 2 6 1 万 4 千円により、当年度末残高は、2 6 億 4, 5 8 1 万 4 2 1 円であります。

これらを合計した資本剰余金の当年度末残高は、2 8 億 6, 2 3 6 万 2 4 5 円であります。

次に、利益剰余金は、当年度純利益マイナス 4 億 3 6 6 万 5, 6 8 8 円により、当年度末残高は、マイナス 1 1 億 3 7 6 万 2, 5 2 1 円であります。

次に、7 ページ下段の欠損金処理計算書をご覧ください。

いずれも、当年度処分額はありませんので、資本金の処分後残高は、2 億 8 5 万 6, 0 9 5 円、資本剰余金の処分後残高は、2 8 億 6, 2 3 6 万 2 4 5 円、未処理欠損金の処分後残高は、1 1 億 3 7 6 万 2, 5 2 1 円であります。

次に、9 ページから 1 1 ページまでの貸借対照表について、説明いたします。

まず、9 ページ、資産の部をご覧ください。

1 固定資産の（1）有形固定資産は、イからへまでのそれぞれの資産額から減価償却累計額の差し引きと、トの建設仮勘定を合わせた 3 0 億 3, 5 8 2 万 7, 4 4 9 円であります。

（2）無形固定資産は、3 2 7 万 9, 2 0 0 円であります。

(3) 投資その他の資産は、620万2,660円で、これら固定資産合計は、30億4,530万9,309円であります。

次に、2流動資産は、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品を合わせた流動資産合計、20億5,825万4,981円であります。

固定資産、流動資産を合わせた資産合計は、51億356万4,290円であります。

次に、10ページ、負債の部をご覧ください。

3固定負債の(1)企業債は、令和7年度以降償還予定の企業債12億7,149万2,114円であります。

(2)引当金は、退職給付引当金として本年度までに計上した7億5,139万9,247円で、固定負債合計は、20億2,289万1,361円であります。

4流動負債の(1)一時借入金はございません。

(2)企業債は、令和6年度償還予定の5億5,695万7,656円であります。

(3)未払金は、2億2,974万93円であります。

(4)引当金は、イ賞与引当金、ロ法定福利費引当金で、引当金合計は、1億3,579万848円であります。

(5)その他流動負債は、1,294万2,130円で、流動負債合計は、9億3,543万727円であります。

5繰延収益は、長期前受金と収益化累計額を差し引きした繰延収益合計が、1億8,578万8,383円で、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、31億4,411万471円であります。

次に、11ページ、資本の部をご覧ください。

6資本金は、2億85万6,095円であります。

7剰余金の(1)資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロ寄附金、ハ国県補助金、ニその他資本剰余金を合計した28億6,236万245円であります。

(2) 欠損金は、イ当年度未処理欠損金と同額の 1 1 億 3 7 6 万 2, 5 2 1 円となり、これを資本剰余金から差し引いた 1 7 億 5, 8 5 9 万 7, 7 2 4 円が剰余金合計であります。

資本金と剰余金を合わせた資本合計は、1 9 億 5, 9 4 5 万 3, 8 1 9 円、負債の部と合わせた負債資本合計は、5 1 億 3 5 6 万 4, 2 9 0 円で、9 ページの資産合計額と同額であります。

次に、1 2、1 3 ページには、会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。

以上、議案第 5 5 号「令和 5 年度尾鷲市病院事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

なお、決算書の 1 4 ページ以降に、決算附属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（水道部長）

議案第５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」につきまして説明申し上げます。

まず、議案の説明に入る前に、令和５年度の水道事業の概況について、説明いたします。

「令和５年度尾鷲市水道事業会計決算書」の１３ページをご覧ください。

令和５年度の給水戸数は８，８０１戸で前年度に比べて１２７戸の減であり、普及率は９９．９％でございます。

年間総給水量は３３６万８３０立方メートル、前年度と比較すると給水量で４万５，８５４立方メートルの減、有収水量で５万２，４４４立方メートルの減となっております。

有収率は減少しており原因は老朽給水管からの漏水によるものが主な要因と考えられます。

毎日の給水量の状況確認により、給水過多の地域が見受けられる場合には、職員による漏水調査を実施し、また毎年計画的に実施している管路診断業務委託により漏水箇所を発見し、漏水修繕を実施することにより漏水量を減少させるよう努めております。

「建設改良と維持管理」につきましては、上水道において野地町地内の配水管布設替工事、矢ノ浜浄水場設備取替工事（発電設備）を実施いたしました。

簡易水道においては、曾根、三木里地内の配水管布設替工事、九鬼地内配水管改良工事、三木浦第２浄水場設備取替工事（機械設備）、古江加圧ポンプ場設備取替工事（機械設備）を実施いたしました。

次に、経理状況であります。収益的収支では、「事業収益」４億４，８６７万６，８３１円に対し「事業費用」４億６，４４７万７，０２５円で、差し引き１，５８０万１９４円の純損失を計上することとなりました。

以上、概略説明を申し上げ、議案の説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款「水道事業収益」予算額4億8,327万6千円に対し、決算額は4億8,961万687円で、予算額を633万4,687円上回っております。

次に、支出の第1款「水道事業費用」予算額5億2,216万円に対し、決算額は4億9,997万7,145円で、2,218万2,855円の不用額を生じております。

続きまして、3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款「資本的収入」予算額4,968万2千円に対し、決算額は5,043万500円で、予算額より74万8,500円上回っております。

次に、支出の第1款「資本的支出」予算額3億536万3千円に対し、決算額は3億523万9,705円であり、不用額は12万3,295円となりました。資本的収支において、収入額が支出額に対して不足する額、2億5,480万9,205円は、下段に記述してありますように当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額526万5,716円、当年度分損益勘定留保資金1億6,953万3,729円、減債積立金8,000万9,760円で補填いたしました。

次に、5ページの損益計算書をご覧ください。

1.「営業収益」4億1,080万9,626円から2.「営業費用」4億3,164万6,567円を差し引いた、2,083万6,941円が営業損失で、これに3.「営業外収益」3,786万7,205円を加え、4.「営業外費用」3,248万5,757円を減額しますと、経常損失は1,545万5,493円となります。

この経常損失から、6.「特別損失」34万4,701円を増額した、1,580万194円が、当年度純損失となります。

これに前年度繰越利益剰余金1億6,568万466円と、減債積立金の取り崩しにより発生した「その他未処分利益剰余金変動額」

8, 000万9, 760円を加えた2億2, 989万32円が、当年度未処分利益剰余金となります。

次に、6ページの剰余金計算書をご覧ください。

「資本金」当年度末残高は21億6, 187万3, 426円となっております。

「剰余金」の内、「資本剰余金」につきましては、前年度末残高と同額の4, 682万388円となります。

「利益剰余金」につきましては、「減債積立金」を7, 000万円積み立て、補填財源として使用した8, 000万9, 760円を減額した1億2, 773万1, 688円が当年度末残高となり、積立金の使用額と同額が「未処分利益剰余金」に計上されます。

「建設改良積立金」は前年度末残高と同額となります。

「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、先ほどの損益計算書で説明いたしました当年度未処分利益剰余金2億2, 989万32円で、「利益剰余金合計」は、4億3, 405万7, 676円となります。

次に、7ページの尾鷲市水道事業会計剰余金処分計算書（案）につきましては、利益の処分について本議案において一括してご審議をお願いするものであり、当年度未処分利益剰余金2億2, 989万32円のうち、減債積立金として7, 000万円を積み立て、減債積立金の取り崩しに伴い発生した「その他未処分利益剰余金変動額」と同額分8, 000万9, 760円を資本金へ組入れ、残額の7, 988万272円を翌年度へ繰越するものでございます。

次に、8ページから10ページまでの貸借対照表について、説明いたします。

まず、8ページの資産の部であります。1.「固定資産」は（1）「有形固定資産」から（3）「投資その他の資産」までの合計で45億3, 242万8, 204円であります。

２．「流動資産」は、（１）「現金預金」から（４）「その他流動資産」までの合計で、５億３，８１５万９，３６３円で、「資産合計」は５０億７，０５８万７，５６７円となります。

次に、９ページの負債の部であります。３．「固定負債」は（１）企業債と（２）引当金の合計で、１８億３，３８８万８，５００円となります。

４．「流動負債」は（１）企業債から（４）その他流動負債までの合計２億８，４０１万１，４０３円となり、５．「繰延収益」３億９９３万６，１７４円を合わせた「負債合計」は２４億２，７８３万６，０７７円となります。

次に、１０ページの資本の部であります。６．「資本金」は、２１億６，１８７万３，４２６円となり、７．「剰余金」は、（１）資本剰余金と（２）利益剰余金の合計４億８，０８７万８，０６４円で、合わせた「資本合計」は２６億４，２７５万１，４９０円となります。

負債資本の合計は、５０億７，０５８万７，５６７円となり、８ページ下段「資産合計」の額と一致しております。

次の、１１ページ、１２ページは、会計処理の基準及び手続きを注記として明示しております。

以上で議案５６号「令和５年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」の説明といたします。

なお、決算書の１３ページから３０ページまで決算付属書類を添付しておりますので、ご参照のうえ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、諮問第２号から諮問第４号までの「人権擁護委員候補者の推薦について」を説明いたします。

議案書の３１ページから３５ページまでをご覧ください。

本市の人権擁護委員は７人の委員で構成されておりますが、そのうち３人の委員が本年１２月３１日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある「西 恵美子（にし えみこ）」氏、「三鬼 由貴（みき ゆき）」氏を新たに推薦し、「森浦 涼子（もりうら りょうこ）」氏を引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の３７ページをご覧ください。

報告第１１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）」）につきまして説明いたします。

これにつきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和６年度尾鷲市一般会計補正予算書（第４号）及び予算説明書の１ページをご覧ください。

第１条第１項にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１９０万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１１０億９，４４４万２千円とするものであります。

３ページをご覧ください。

歳入は、１８款 繰入金で、補正財源として財政調整基金繰入金２，１９０万３千円の増額であります。

４ページをご覧ください。

歳出は、１款 議会費、１項 議会費で、市議会議員補欠選挙に伴う議員報酬等として３１７万３千円の増額であります。

２款 総務費、４項 選挙費で、市議会議員補欠選挙関連経費として１，８７３万円の追加であります。

以上をもちまして、報告第１１号「専決処分事項の承認について（令和６年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）」）の説明とさせていただきます。

【降壇】

【登壇】

それでは、議案書の 39 ページをご覧ください。

報告第 12 号「令和 5 年度健全化判断比率及び令和 5 年度資金不足比率の報告について」につきまして説明いたします。

これにつきましては、本市の令和 5 年度決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告させていただくものであります。

詳細につきましては、40 ページのとおり「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」において、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、公営企業においても、各会計とも資金不足が生じていないことを報告させていただきます。

次に、議案書の 41 ページ、報告第 13 号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和 5 年度事業報告及び決算について」につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき報告するものであり、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

【降壇】

【登壇】

（生涯学習課長）

それでは、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算について」をご報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

「令和5年度事業報告及び決算」の1ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

2ページ、3ページには、令和5年度事業報告として、評議員会及び理事会の開催状況について記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

文化会館の管理運営の状況であります。

来館者数につきましては、下段の表のとおり合計18,820人で、前年度（24,175人）と比較して5,355人の減となっております。

次に、5ページには催物別利用状況を記載しております。

次に、6ページ、7ページをご覧ください。

これは、本振興会が主催及び共催した事業であります。

「コンサート、映画、共催事業として尾鷲節コンクールや共育フェスティバル、せぎやま倶楽部の発表会」など、計12事業を実施しております。

次に、8ページの貸借対照表をご覧ください。

I資産の部ですが、1流動資産と2固定資産を合計した資産合計は4,086万4,099円で、II負債の部では、負債合計が195万5,857円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,890万8,242円が一般正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次に、９ページの正味財産増減計算書は、正味財産の年度内の増減を表す計算書類で、（１）経常収益の内訳は、①基本財産運用益が５，３８２円、これは基本財産受取利息であります。

②事業収益が４２３万３，２６９円で、内訳といたしまして、入場料収益が４６万５，６００円、刊行物等販売収益が１０万１，２１９円、これは、自動販売機売捌^{うりさばき}手数料であります。貸館利用料収益は３６６万６，４５０円となっております。

次に、③雑収益が１２０円、これは来館者のコピー代等で、④管理受託収益４，４３４万９，０００円は、尾鷲市との委託契約に基づく管理受託収益であります。

以上、経常収益計は４，８５８万７，７７１円となり、前年度と比較しますと７７９万３，２４８円の減額となります。

減額の主な要因としましては、コロナワクチン接種会場としての利用がなくなったことなどによる貸館利用料金収益の減額です。

次に、（２）経常費用の①事業費をご覧ください。

このうち主な事業経費といたしましては、４名分の職員雇用賃金１，１７２万３，７５２円と福利厚生費１９７万２４１円は職員４名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費９５７万３，３８６円、賃借料６９万２０４円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

委託費１，３４７万１０２円は、自主事業公演委託料及び会館保守管理業務委託費であります。

事業費計は４，３１８万３，００１円となります。

前年度と比較して減額の主な要因としましては、自主事業公演委託料等の委託費の減額です。

次に、②管理費をご覧ください。

このうち主なものは、１名分の職員雇用賃金２９８万３，７３２円であります。

次のページ、委託費 1 2 8 万 8 , 1 1 8 円は、会館保守管理業務委託費であります。

①事業費と②管理費を合わせた経常費用計につきましては 5 , 0 0 5 万 1 , 6 3 9 円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額、△ 1 4 6 万 3 , 8 6 8 円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額から法人税、住民税及び事業税 5 6 万円を差し引いた、△ 2 0 2 万 3 , 8 6 8 円が当期一般正味財産増減額となり、当期一般正味財産増減額に一般正味財産期首残高 4 , 0 9 3 万 2 , 1 1 0 円を加えますと、一般正味財産期末残高は 3 , 8 9 0 万 8 , 2 4 2 円となり、8 ページの貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、1 1 ページから 1 2 ページまでは、ただいま説明いたしました正味財産増減計算書の内訳表であります。

公益財団法人に認可されたことにより、平成 2 5 年度からは公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の経理が必要となっております。

公益目的事業会計は、公益目的事業を実施する会計であり、文化振興会が実施する自主事業及び尾鷲中学校文化祭等の共催事業並びに貸館事業等に係る会計でございます。

公益財団法人事業を毎年度継続していくためには、公益比率が 5 0 % を超えることとされており、令和 5 年度の公益比率は 7 4 . 9 % ですので、公益目的を果たしているものであります。

次に、収益事業等会計は、主に営利を目的とした貸館に係る会計であり、法人会計は文化会館の維持管理をするための文化振興会の運営等に係る会計であります。

次に、1 3 ページには財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金 3 , 0 0 0 万円、及び特定資産の普通預金 6 9 9 万 5 4 5 円は、ご覧の金融機関に預貯金されております。

次に、14ページは固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、15ページは財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

資産の部では、流動資産合計386万3,389円と固定資産合計3,700万710円を合わせた資産合計は4,086万4,099円であります。

Ⅱ負債の部では、負債合計が195万5,857円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,890万8,242円となります。

次に、16ページには、5月24日に実施されました監査報告書を添付しております。

以上をもちまして、報告第13号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業報告及び決算について」の報告とさせていただきます。

【降壇】